

これが「企業の労働110番」です



(一社)名北労働基準協会 専務理事・事務局長
特定社会保険労務士・RSTIトレーナー 市之瀬 高司
ホワイト企業への果てしない道

「はい、こちら企業の労働110番です」。
電話の主は、協会の労働相談や講習会では全く会社名をお聞きしたことがない、従業員100名程のサービス業の総務部長さんでした。

「先週、労働基準監督署の立ち入り調査があり、労働条件明示、割増賃金等の複数の事項で法違反を指摘され、是正勧告を受けた。相談に乗って欲しい」との内容でした。

早速ご来局いただき相談室にて詳細をお聞きしました。法違反の内容は、①5名いるパート社員の労働契約更新時に、労働条件を書面明示していなかった、②社員の住宅環境に関係なく一律に支払われる

住宅手当の、算定基礎への算入漏れによる割増賃金未払い、③交替制勤務の社員の休憩時間が就業規則に未記入であった、等7項目に及んだ。

「わが社はコンプライアンスの徹底を企業倫理としており、労務管理にも自信があった。監督署からこんな多くの法違反を指摘され、社長も幹部社員も大変ショックを受け、自信を無くし

た……」
法違反はあつてはならないことですが、平成26年の名古屋北労働基準監督署の定期監督等では、対象事業場の77・6%に何らかの法違反が発見されています。この違反率は、労働基準



今、ブラック企業」との言葉が話題になっていますが、行政等の「若者（労働者）を使い捨てる企業」の定義なら、大半の企業は皆、「法律を守ろうとし、社員を大切に」するホワイト企業」です。

法、最低賃金法、労働安全衛生法に限つてのもので、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働者派遣法等の労働関係法の全てではさらに高くなります。労働関係法は100近くあり膨大で難しく、通達等により判断される部分もある

しかし、「法律が完璧に遵守されているか」で「ブラック企業」「ホワイト企業」を判断すると、多くの企業が「真つ白」ではないのが現状です。

「わが社に法違反はない」と過信するのではなく、「知らないだけで法違反があるかもしれない」との姿勢で、絶えず自社の労務管理を振り返り、問題点を見

つけこれを改善する、果てしないホワイト企業への道」を歩むことが必要です。当協会では、会員企業がさらにホワイトな企業となつていただくための、各種事業を行っております。講習会で法を学び、正しい知識を持った管理者・担当者を育成し、疑問点を相談し、機関誌等で情報を収集することにより、労務管理をさらに向上させることができます。

協会の事業をご活用いただくとともに、関連企業等にも当協会の事業内容をお伝えいただき、ホワイト企業の輪を広げていただきたいと存じます。全ての企業をホワイト企業に近づける「会員事業場年間1社入会紹介活動」を現在実施中です。お問い合わせは、当協会ホワイト企業推進本部 ☎(052) 961-3655まで。

イラスト・森沢康代

